

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（令和3年12月20日京都市条例第22号）（行財政局人事部人事課）

行政手続におけるデジタル化の推進等を図るため、原則として署名又は押印を廃止とすることとした本市の方針や、国においても「職員のサービスの宣誓に関する政令」が一部改正されたこと等を踏まえ、職員のサービスの宣誓において、署名及び押印を原則廃止するとともに、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるよう規定を整備するため、次のとおり改正することとしました。

1 署名及び押印の廃止等に係る改正（第2条関係）

改正前	改正後
(職員のサービスの宣誓) 第2条 <u>新</u> に職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。	(職員のサービスの宣誓) 第2条 <u>新</u> たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。 2 前項の提出は、任命権者が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 その他

その他必要な規定の整備を行う。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月20日

京都市長 門川 大作

京都市条例第22号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「新に」を「新たに」に、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の提出は、任命権者が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

別記様式中「(別記)」を「別記様式(第2条関係)」に、同様式1中「様式1(教育公務員、消防職員及び公営企業の職員を除くその他の職員)」を「1 教育公務員、消防職員及び公営企業の職員を除くその他の職員」に、「、且つ」を「、かつ」に、「共に」を「ともに」に、「民主的且つ」を「民主的かつ」に、「誠実且つ」を「誠実かつ」に改め、「印」を削り、同様式2中「様式2(教育公務員)」を「2 教育公務員」に、「、且つ」を「、かつ」に、「共に」を「ともに」に、「民主的且つ」を「民主的かつ」に、「誠実且つ」を「誠実かつ」に改め、「印」を削り、同様式3中「様式3(消防職員)」を「3 消防職員」に、「、且つ」を「、かつ」に、「したがう」を「従う」に、「したがって誠実且つ」を「従って誠実かつ」に、「あたる」を「当たる」に改め、「印」を削り、同様式4を次のように改める。

4 公営企業の職員

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は法令、条例及び規則並びに上司の命令を忠実に遵守し、公営企業を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し住民の奉仕者として誠実かつ公正に職務に従事することを誓います。

年 月 日

氏 名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)